

## 国立大学法人電気通信大学科学研究費補助金等取扱要項

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、国及び独立行政法人日本学術振興会から国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の研究者に交付された科学研究費補助金等(以下「補助金等」という。)の取扱いについて、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)及びその他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(管理等)

第2条 補助金等の管理及び諸手続きは、研究者に代わり事務局が行う。

第3条 補助金等は、学長名義により銀行等の口座に預金し保管し、生じた利息については、振込み手数料等の当該研究費を管理するために必要な経費に充当する。

(補助金等の使用)

第4条 補助金等の使用は、他に定める場合を除き、国立大学法人電気通信大学会計規則に準じて行う。

(収支簿等の記載)

第5条 補助金等は、収支簿等を作成し、支出費目の区分に従って整理する。

(支出状況の確認)

第6条 研究者及び事務局は、支出状況を常に把握し、効率的な経費の支出に努め、研究分担者の経費支出状況についても定期的に報告等を求めるものとする。

(設備等の寄附)

第7条 研究者は、直接経費により購入した設備等を購入後、直ちに本学に寄附しなければならない。

(間接経費)

第8条 研究者は、交付を受けた間接経費を本学に譲渡する。

2 前項により、間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に所属することになる場合であって、直接経費の残額がある場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

3 前項にかかわらず、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合には、間接経費の返還は行わない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。